

# コロナ下 住宅支援12.5万件

## 昨年 15自治体で40倍超

都道府県・政令市

新型コロナウイルスの影響が長引く中、2020年12月までの9カ月間に、全国で少なくとも12万5874世帯が住居確保給付金、公営住宅の一時提供、家賃減免などの住居に関する支援を受けた。15の自治体では給付金の支給件数が前年度1年分の40倍以上に急増。その中には大分、島根県も含まれ、都市圏に限らず地方も厳しい状況となっている。

厚生労働省と自治体(47都道府県と2政令市)に、1回目の緊急事態宣言が出た20年4月から12月までの間に実施した住居に関する

住居確保給付金の20年4～12月の支給決定件数(一部)

自治体	件数	19年度比
熊本市	816(5)	163倍
大阪市	6547(58)	113倍
和歌山県	87(1)	87倍
京都市	2883(39)	74倍
福岡市	2625(47)	56倍
仙台市	1664(31)	54倍
浜松市	801(16)	50倍
福岡県	195(4)	49倍
堺市	621(13)	48倍
大分県	650(14)	46倍
広島市	989(24)	41倍
島根県	201(5)	40倍
東京都	36166(904)	40倍

※速報値。カッコ内は19年度の件数。和歌山県、福岡県は直接所管する町村分のみ

支援の柱は、国や自治体  
が家賃の一定程度を肩代わりする住居確保給付金で、11万9265件(速報値)の支給が決まっていた。このほか、5412世帯は公営住宅で家賃の減免や支払い猶予などが認められ、611世帯は公営住宅に一時入居した。一部で実施されている民間賃貸の一時提供といった支援を受けた世帯も586に上った。

20年4月以降の9カ月間に支給が決まった住居確保給付金の件数は、既に19年度(3972件)の30倍に増えている。給付金の支給件数について、19年度との比較が可能な自治体では、熊本市が816件で163倍、大阪市が6547件で113倍、京都市が2883

自治体では、休業などに伴う支給が6割超を占めた。リーマン・ショック(08年)の後に設けられた給付金は生活困窮者自立支援法に基づき措置で、引越しをしなくてよい半面、期間を原則3カ月・最長9カ月としていた。昨年4月に受け始めた世帯にとつて12月末が期限だったが、その直前で最長1年に延長された。それでも長期利用はできない。栃木県の担当者は「給付金の期限が切れると公営住宅の入居希望が一気に増える可能性もある」とみている。【林田七恵、野呂賢治、小鍛冶孝志】

### 失業・減収長引く

困窮者を支える認定NPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」の大西連理事長の話。コロナ禍で働ける人が多く困窮している上に行政の案内も増え、住居確保給付金の利用が伸びたのだろう。短期間で生活再建することが前提だが、この1年で見えたのは失業や減収が長く続くということだ。生活再建までは就労報告を条件に無期限で支給するなど、国は雇用が戻らない前提で制度を改善すべきだ。